

令和4年度 第4回定例庁議 議事報告

開催日時：令和4年7月14日（木）午後1時15分 開会

開催場所：笛吹市役所本館302会議室

【進行：政策課長】

1 開会

2 市長あいさつ

先日行われた第26回参議院議員通常選挙は、無事に投開票を終えることができた。しかしながら、投票率が県下最低であったことは残念である。これは担当部署だけの問題として捉えるのではなく、投票率アップのために何をしなければいけないのかということ、全庁を挙げて考えてほしい。

市民の意見を伺うための「市長への手紙」については、多くの意見が寄せられているところである。多くは、様々な理由で困難な状況にある市民が、市に助けを求めるために市長への手紙を使用していると考えられるので、職員には内容に応じた迅速かつ柔軟な対応が必要とされる。

管理職の職員は、これまでの行政経験から、各案件がじっくり検討して対応すべきことなのか、早急な対応が必要なことなのか、判断することができると思う。「市長への手紙」に限らず、市役所は困っている市民のために仕事をしているので、市民や地域のことを考え、誰が責任を持って対応すべきなのかを判断しながら対応してほしい。

梅雨が明けたと発表された後も、梅雨のような天気が続いている。体調管理には十分に気を付けて仕事に当たってほしい。

3 協議・報告事項（議長：副市長）

(1) 課長補佐職の新設等について（総務部）

説明：総務部長

【説明内容】

資料に沿って説明（総務課長、人事給与担当）

【質問意見等】

（市民環境部長）

課長補佐は、現行のリーダーの上位に配置されるということか。

（人事給与担当）

リーダーの上位に課長補佐を配置するということではない。

資料1の笛吹市行政組織規則に記載した改正案のとおり、課長補佐の職務内容は、担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、本庁の課長又は事務局長を補佐することである。

（市民環境部長）

リーダーと課長補佐の職務内容の区分が判りづらいと感じるが、今後は、リーダーを課長補佐に置き換えていくということか。

（人事給与担当）

そのとおり。ただし、運用開始当初は十分な数の課長補佐職員を確保できないことから、当面は課長補佐とリーダーを併存させていくこととなる。

（議会事務局長）

課長昇任試験の合格者のうち、課長職に就いていない職員は、改めて課長補佐昇任試験を受験する必要があるのか。

（人事給与担当）

既に課長昇任試験に合格している職員は、課長補佐昇任試験を受験する必要はなく、その職位が課長補佐にスライドすることになる。

（保健福祉部長）

課長補佐職の新設は、マネジメント力の向上や効果的な人材育成及び組織運営につながるもので、非常に期待できると思う。

その中で、優先度が高いと判断した担当から順次課長補佐を配置することだが、優先度の判断基準があれば教えてほしい。保健福祉部であれば現在コロナワクチンの対応をしている健康づくり課のほか、総務的事務

を所管する課に、優先的に課長補佐を配置してほしいと考える。

(人事給与担当)

優先度の判断基準については、現段階で明確には決まっていない。職員の配置状況を見ながら、各部長の意向に沿うような配置にしたいと考えている。

(市民環境部長)

毎年9月以降に行われる組織ヒアリングにおいて各部局の実情を聞き取る中で、反映するようにしてほしい。

(総務課長)

承知した。運用開始当初は配置できる課長補佐の人数に限られるため、詳細については協議して進める。

(保健福祉部長)

本題からは逸れるが、資料2に記載されている監という職位について、職務内容や設置基準を教えてください。

(総務課長)

これまでの監の設置実績はそれほど多くない。今後は、保健師監や保育士監など、専門性の高い職務において設置することを考えている。

(議会事務局長)

4級主幹は経過措置としてしばらく残すとのことだが、期間は定めるのか。

(人事給与担当)

4級主幹の職員に聞き取りを行い、その意向を踏まえた上で、経過措置の期間を定める予定である。

(2) 昇任昇格試験の実施方法の見直しについて (総務部)

説明：総務部長

【説明内容】

資料に沿って説明 (総務課長、人事給与担当)

【質問意見等】

(市民環境部長)

筆記試験の事前学習会は、市の総合計画や施政方針等に関する内容が盛り込まれている。日常業務において総合計画や施政方針を意識する機会があまりない若手職員にとっては、市政の理解につながる良い機会であったと思うので、今後もこのような研修の機会は設けてほしい。

レポートの作成については、見栄えの良い文章を作成するためにインターネットで検索した内容をそのまま引用することなどが無いよう、対策が必要だと思う。

また、人事評価結果は評価者が異なるため昇任試験では加味しないとのことだが、既に勤勉手当等に反映している現状があることを踏まえた説明となるよう気を付けてほしい。先進自治体では、評価のばらつきがないように判定委員会を設けているところもあるので、参考にしてほしい。

(人事給与担当)

これまでの事前学習会は、総合計画等を理解する良い機会でもあったので、今後の対応を検討する。

レポートに関しては、インターネットからそのまま引用して作成するようなことが無いよう、総務課でもしっかり内容を確認する。文章の見栄えではなく、職員本人の考えを書かせることが重要だと考えている。

(総務課長)

レポートは、職員本人が自分の力で書き上げるという過程も重視したいと考えている。

人事評価結果の反映に関しては、誤解を招くことのないよう以後留意する。当初の運用は人事評価を加味しないこととしたが、将来的な運用については今後検討していく。

(議会事務局長)

従来の昇任昇格試験では採点の責任や負担の軽減を図るため、外部委託をしていた。今後の昇任試験では副市長、総務部長、総合政策部長や総務課が評価するということになるが、評価の客観性や公平性を担保するため、コストはかかるが、外部の評価者を入れることも良いと思う。

(総務課長)

今後の運用に向けて検討する。

(保健福祉部長)

資料1では、現行の合格点の目安が示されているが、改正後の合格ラインを示す予定はあるか。

(人事給与担当)

これまでの合格ラインは、おおむね半分としていた。今後の目安としても、おおむね半分为予定している。

(3) 個別避難計画（暫定版）の配布について（保健福祉部）

説明：保健福祉部長

【説明内容】

資料に沿って説明（福祉総務課長、福祉総務担当）

【質問意見等】

(市民環境部長)

「個別避難計画」という名称は「我が家の災害時行動計画」と類似しており、市民等にとって違いが判りづらいように感じる。この名称は法令上決まっているものなのか。

(総務部長)

「我が家の災害時行動計画」については、「マイ・タイムライン」という名称に変更したので、混同することはないと思う。

(市民環境部長)

承知した。

(総務部長)

暫定版が速やかに作成され、ありがたく思う。

確定版は令和6年度中に配布するとのことだが、一斉に配布する、又は優先度や緊急度の高い順に配布するなど、配布スケジュールは決まっているか。

(福祉総務課長)

確定版は令和5年度から作成を始め、地域ごとに優先度を決めて令和6年4月から順次配布することを予定している。

確定版の作成に当たってはシステムの導入が必要となるので、現在、令和5年度当初予算に計上するよう協議等を行っている。

(総務部長)

個別避難計画の作成対象である要支援者は多くが高齢者である。スピード感を持って進めることが重要であり、令和5年度当初予算にこだわる必要はない。

(教育部長)

暫定版はどのようなことに使われるのか教えてほしい。

また、9月の総合防災訓練では、暫定版を使用した避難訓練等を行うのか。

(福祉総務課長)

暫定版については、普段の見守りや避難時の確認等に使用する。福祉総務課として総合防災訓練での活用は考えていないが、各地域において積極的に活用してもらいたいと思う。

(総務部長)

暫定版を作成した目的は、地域が要支援者の状況を把握し、有事の際に誰が支援するのかを明らかにしておくことである。また、今年度の総合防災訓練では、近隣住民同士での声掛けを行う予定なので、その際に暫定版を活用できるよう、防災危機管理課で検討する。

(4) 笛吹市観光振興計画の策定について (産業観光部)

説明：産業観光部長

【説明内容】

資料に沿って説明 (観光商工課長)

【質問意見等】

(総合政策部長)

計画期間が令和4年度から5年間ということは、本来なら令和3年度中に策定すべきだったと思うが、なぜ遅くなったのか。

(観光商工課長)

コロナ禍において、計画策定のために必要な観光関連の実績値等を正確に把握することが難しかったためである。

(議会事務局長)

観光客のニーズ全てに対応した計画を策定することは難しいと思う。笛吹市への観光客数を増加させる、あるいは一定数を維持するためには、ある程度ターゲットを絞り、計画策定委員会の中で具体的な施策を打ち出す必要があるのではないか。

また、例えば、計画策定委員会に学生のメンバーを増やすことで、若者の視点を反映したより良い計画を策定できるのではないか。観光振興計画の計画期間は5年間と短いので、大胆な施策を実行し、効果がなければ軌道修正しながら進めれば良いと思う。

(市長)

計画策定委員会のメンバーについては、型にはまりすぎず、新鮮な発想を得るために、若者を増やすことも検討してほしい。

(観光商工課長)

承知した。

(保健福祉部長)

計画策定のスケジュールによると最終決定は12月中旬となっており、令和4年度も終盤の時期である。計画の始期を遡ることはせず、令和5年度からの計画とすることに制約があるのか。

(産業観光部長)

令和5年度を始期としても問題ない。

(副市長)

観光振興計画の計画期間は令和5年度からの5年間とすることで良いか。

(観光商工課長)

令和5年度を始期とする方向で検討する。

4 その他

* 令和4年度第5回定例庁議

令和4年8月4日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

午後2時40分閉会